

履修要項

Graduate School
SENZOKU GAKUEN
COLLEGE of MUSIC



2018年度

履 修 要 項

I 授業科目の履修

II 専修免許状

III 授 業

IV 試 験

V 成 績

VI コード表

VII 資 料

洗足学園音楽大学大学院

目次

I

授業科目の履修

1 修了の要件 3

2 単位の計算方法 3

3 授業科目 4

4 科目コードと授業コード 4

5 修士論文・副論文 5

6 修士論文の審査基準 6

7 教育課程表 7

II

専修免許状

III

授 業

1 授業期間 18

2 授業時間 18

3 休講 19

4 災害発生時・公共交通機関運休時等による臨時休講 19

5 出席・欠席 20

IV

試 験

1 試験の種類 22

2 受験資格 22

3 定期試験 22

4 追試験実技 22

5 再試験 22

6 筆記試験受験上の注意 23

7 レポート・論文提出上の注意 23

8 実技試験受験上の注意 23

9 災害発生時および交通ストライキ時の取扱 23

V

成 績

1 成績評価 24

2 GPA 25

3 成績の通知 25

4 成績問合せ 25

VI

コード表

VII

資 料

I

授業科目の履修

I-1

修了の要件

大学院修了の要件は次の2項によってみたされ、修士の学位が与えられます。

(1) 大学院に2年以上在学し、教育課程表に定める30単位以上を修得すること。

(2) 修士(副)論文(注)を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

(注) P.5 I-5 参照

I-2

単位の計算方法

授業科目の単位数は授業時間を基準として計算されますが、その基準は次のように定められています。

なお、本学の時間割上の1時限は90分ですが計算上は2時間として計算されます。

- (1) 講義及び演習：15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技：30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 音楽の実技科目：個人指導による実技の授業として、大学が定める授業時間により単位が算定され、下記の表のとおりとする。

研究科	専 攻		専門実技	左記に対応する科目
音楽研究科	器楽専攻	ピアノ	60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
		オルガン	60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
		管楽器	60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
		弦楽器	60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
	打楽器		60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
	電子オルガン		60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
	和楽器		60分(6単位)	専門器楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
				演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
	声楽専攻		60分(6単位)	声楽実習Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
	音楽教育学専攻		20分(1単位)	演奏法研究Ⅰ、Ⅱ (各3単位)
	作曲専攻	作曲	100分(8単位)	創作研究Ⅰ、Ⅱ (各4単位)
			20分(1単位)	作曲理論研究Ⅰ、Ⅱ (各4単位)
		音楽・音響デザイン	100分(8単位)	副科学研究1、2、3、4 (各1単位)
			20分(1単位)	創作研究Ⅰ、Ⅱ (各4単位)
				音楽音響理論研究Ⅰ、Ⅱ (各4単位)
				副科学研究1、2、3、4 (各1単位)

I-3 授業科目

授業科目は履修上の条件により次のように分けられます。

- (1) 専門必修科目 各コースの必修科目で、学生は必ず履修し、単位を修得しなければなりません。1 科目でも未修得の科目がある場合は、修了の認定を受けることができません。
- (2) 専門選択科目 各コースに所属する学生だけが履修できる選択科目で、修得した単位は修了の要件となる単位として認められます。
- (3) 自由科目 自由に選択し履修することができる科目ですが、修得した単位は修了の要件となる単位としては認められません。

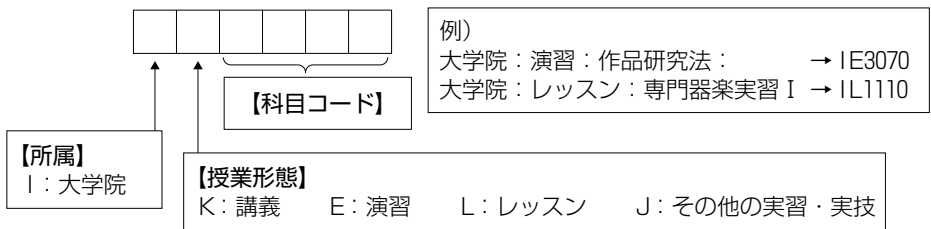
以上の授業科目によって編成された各専攻・楽器毎の教育課程表を 7 ページ以降に掲げます。大学院在籍中の履修計画を明確にし、自分の研究目的にふさわしい履修登録を行なってください。

なお、授業科目は年度により開講されないものがあります。

I-4 科目コードと授業コード

授業科目には、6 桁の科目コードがあります。

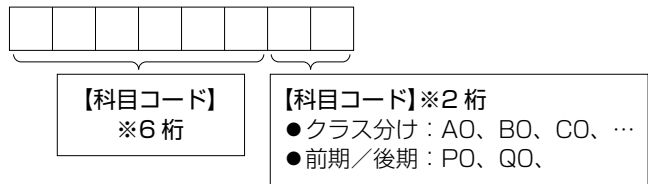
〈科目コード〉(6 桁)



一方、授業科目の履修登録を行なう場合は、8 桁の授業コードを使用します。授業コードは、次のような構成となっています。

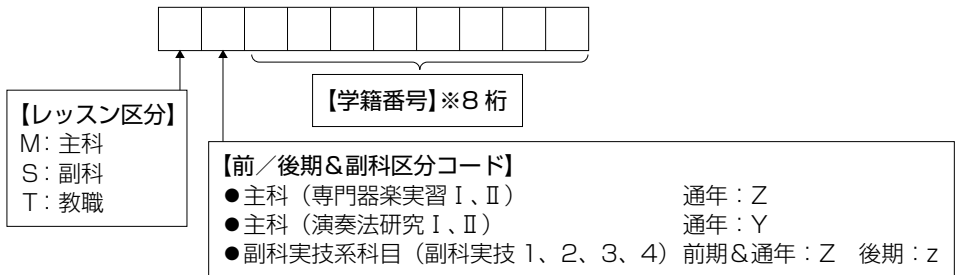
〈授業コード〉

●講義系 (8 桁)



(注) クラスコード：履修クラスを数字または英字と数字の組合わせで示します。クラスが分かれていない場合は..00となります。

●レッスン系 (10 桁)



I-5 修士論文・副論文

修士論文等の審査を受けようとする者は、まず、修士論文の題目、修了作品の概要および修了演奏の曲目等を記した「大学院修士論文提出願」を提出し、下記のように定められた修士論文の提出を行ない審査を受けます。

- (1) 器楽専攻……………修了演奏およびその内容に関連する副論文
- (2) 声楽専攻……………修了演奏およびその内容に関連する副論文
- (3) 音楽教育学専攻………修士論文
- (4) 作曲専攻……………修了作品および副論文

器楽専攻および声楽専攻では、あらかじめ修士副論文を提出した上で、大学院修了演奏会において、主たる論文に相当する修了演奏を行なって審査を受け、最終試験（口頭試問）を受験します。

音楽教育学専攻では、修士論文を提出して審査を受け、最終試験（口頭試問）を受験します。

作曲専攻では、あらかじめ修了作品の楽譜および修士副論文を提出した上で、大学院修了演奏会において修了作品の作品発表を行なって審査を受け、最終試験（口頭試問）を受験します。（但し、作曲は、事情により作品発表が困難な場合には、譜面審査をもって作品発表および審査に代えることがあります。）

I-6 修士論文の審査基準

(1) 修士論文の審査基準

修士論文の審査は、次にかかげる審査基準を基に総合的に評価します。

- ①修士論文の題目設定が適切であること。
- ②修士論文内容に新規性・発展性があること。
- ③修士論文の構成が適切であること。
- ④論述に一貫性があり、明快な進め方が出来ていること。
- ⑤論文作成に用いたデータ等が正確かつ、適切であること。
- ⑥先行研究及び関連研究に関する検討がなされていること。
- ⑦研究方法が的確で、緻密な考察がなされていること。
- ⑧体裁（引用・参考文献）が適切であること。

(2) 修了演奏の審査基準

修了演奏の審査は、次にかかげる審査基準を基に総合的に評価します。

- ①音又は歌詞が正確であり、明確であること。
- ②音色が美しいこと。
- ③拍子とリズムが正確であること。
- ④テンポの選び方が適切であること。
- ⑤メロディと伴奏のバランスが適切であること。
- ⑥ディナーミクの変化が適切であること。
- ⑦情感の表現力が豊かであること。
- ⑧曲の構成を理解していること。
- ⑨本番における集中力を欠いていないこと。
- ⑩ステージマナーが出来ていること。

(3) 修了作品の審査基準

修了作品の審査は、次にかかげる審査基準を基に総合的に評価します。

- ①和声、対位法が適切であること。
- ②構成、アイデアが優れていること。
- ③音域、パッセージが適切であること。
- ④曲想、センスが適切であること。
- ⑤出版物としての現実性があり、完成度が高いこと。

(4) 副論文の審査基準

副論文の審査は、次にかかげる審査基準を基に総合的に評価します。

- ①副論文の題目設定が適切であること。
- ②副論文内容に新規性・発展性があること。
- ③副論文の構成が適切であること。
- ④論述に一貫性があり、明快な進め方が出来ていること。
- ⑤論文作成に用いたデータ等が正確かつ、適切であること。
- ⑥先行研究及び関連研究に関する検討がなされていること。
- ⑦研究方法が的確で、緻密な考察がなされていること。
- ⑧体裁（引用・参考文献）が適切であること。

I-7 教育課程表

■ 器楽専攻(ピアノ)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12	30 以上	通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上		通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2		2			通年	
	IE2871	コンチェルト研究 1	2				通年	
	IE2872	コンチェルト研究 2		2			通年	
	IE2841	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2842	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2880	チェンバロ研究	2				通年	
	IE2890	オルガン研究	2				通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4		2～4		通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻(コース)の専門科目 (レッスン科目を除く)						受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 (レッスン科目を除く)	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 器楽専攻(オルガン)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専門必修科目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専門選択科目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2		2			通年	
	IE2873	オルガンの様式と奏法の研究 1	2				通年	
	IE2874	オルガンの様式と奏法の研究 2		2			通年	
	IE2841	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2842	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2880	チェンバロ研究	2				通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共通選択科目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 器楽専攻(管楽器)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専門必修科目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専門選択科目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2		2			通年	
	IE2841	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2842	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2851	現代曲の奏法と研究 1	2				通年	
	IE2852	現代曲の奏法と研究 2		2			通年	
	IE2885	合奏指導法研究 1	2				通年	
	IE2886	合奏指導法研究 2		2			通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
							通年	
共通選択科目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 器楽専攻(弦楽器)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2	2				通年	
	IE2803	プロフェッショナル特殊研究 3		2			通年	
	IE2804	プロフェッショナル特殊研究 4		2			通年	
	IE2841	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2842	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2885	合奏指導法研究 1	2				通年	
	IE2886	合奏指導法研究 2		2			通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 器楽専攻(打楽器)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2		2			通年	
	IE2841	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2842	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2861	打楽器の変遷と奏法の研究 1	2				通年	
	IE2862	打楽器の変遷と奏法の研究 2		2			通年	
	IE2885	合奏指導法研究 1	2				通年	
	IE2886	合奏指導法研究 2		2			通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 器楽専攻(電子オルガン)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2		2			通年	
	IE2811	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2812	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2821	作曲・編曲法 1	2				通年	
	IE2822	作曲・編曲法 2		2			通年	
	IE2885	合奏指導法研究 1	2				通年	
	IE2886	合奏指導法研究 2		2			通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 器楽専攻(和楽器)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1110	専門器楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1115	専門器楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1170	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1175	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2801	プロフェッショナル特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2802	プロフェッショナル特殊研究 2	2				通年	
	IE2803	プロフェッショナル特殊研究 3		2			通年	
	IE2804	プロフェッショナル特殊研究 4		2			通年	
	IE2841	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2842	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2885	合奏指導法研究 1	2				通年	
	IE2886	合奏指導法研究 2		2			通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 声楽専攻

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1310	声楽実習Ⅰ	3		12		通年	
	IL1315	声楽実習Ⅱ		3			通年	
	IL1370	演奏法研究Ⅰ（研究演奏を含む）	3				通年	
	IL1375	演奏法研究Ⅱ（修了演奏を含む）		3			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2751	プロフェッショナル特殊研究Ⅰ	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2752	プロフェッショナル特殊研究Ⅱ		2			通年	
	IE2753	オペラ研究 1	4				通年	
	IE2754	オペラ研究 2		4			通年	
	IE2755	アンサンブル研究 1	2				通年	
	IE2756	アンサンブル研究 2		2			通年	
	IE2757	歌曲研究 1	2				通年	
	IE2758	歌曲研究 2		2			通年	
	IE2770	合唱指導法研究	2				通年	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 音楽教育学専攻

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IE1401	音楽教育学研究	4		12		通年	
	IE1410	音楽教育学演習Ⅰ	2				通年	
	IE1415	音楽教育学演習Ⅱ		2			通年	
	IE1440	音楽表現研究Ⅰ	2				通年	
	IE1445	音楽表現研究Ⅱ		2			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2881	音楽教育特殊研究 1	2		18 以上	30 以上	通年	
	IE2882	音楽教育特殊研究 2	2				通年	
	IE2883	音楽教育特殊研究 3	2				通年	
	IE2884	音楽教育特殊研究 4	2				通年	
	IE2885	合奏指導法研究 1	2				通年	
	IE2886	合奏指導法研究 2		2			通年	
	IL2051	副科学研究 1	1				半期	
	IL2052	副科学研究 2	1				半期	
	IL2053	副科学研究 3		1			半期	
	IL2054	副科学研究 4		1			半期	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻(コース)の専門科目 (レッスン科目を除く)	2~4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 (レッスン科目を除く)	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 作曲専攻(作曲)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1511	創作研究Ⅰ	4		16		通年	
	IL1516	創作研究Ⅱ		4			通年	
	IL1570	作曲理論研究Ⅰ（研究発表を含む）	4				通年	
	IL1575	作曲理論研究Ⅱ（作品発表を含む）		4			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2701	作曲法特殊研究 1	2		30 以上	14 以上	通年	
	IE2702	作曲法特殊研究 2		2			通年	
	IE2711	楽曲分析法特殊研究 1	2				通年	
	IE2712	楽曲分析法特殊研究 2		2			通年	
	IE2721	アンサンブル特殊研究 1	2				通年	
	IE2722	アンサンブル特殊研究 2		2			通年	
	IL2051	副科学研究 1	1				半期	
	IL2052	副科学研究 2	1				半期	
	IL2053	副科学研究 3		1			半期	
	IL2054	副科学研究 4		1			半期	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

■ 作曲専攻(音楽・音響デザイン)

区 分	科目コード	授 業 科 目 名	履修年次		修得単位数		授業 期間	備 考
			1年次	2年次	小計	合計		
専 門 必 修 科 目	IL1580	創作制作研究Ⅰ（研究発表を含む）	4		16		通年	
	IL1585	創作制作研究Ⅱ（作品発表を含む）		4			通年	
	IL1590	音楽音響理論研究Ⅰ	4				通年	
	IL1595	音楽音響理論研究Ⅱ		4			通年	
専 門 選 択 科 目	IE2631	音楽・音響デザイン特殊研究 1	2		14 以上	30 以上	通年	
	IE2632	音楽・音響デザイン特殊研究 2	2				通年	
	IE2641	ライブ・エレクトロニクス研究 1	2				通年	
	IE2642	ライブ・エレクトロニクス研究 2	2				通年	
	IE2651	デジタル・オーケストレーション研究 1	2				通年	
	IE2652	デジタル・オーケストレーション研究 2	2				通年	
	IE2661	録音・音響特殊研究 1	2				通年	
	IE2662	録音・音響特殊研究 2	2				通年	
	IE2671	映像特殊研究 1	2				通年	
	IE2672	映像特殊研究 2	2				通年	
	IL2051	副科学研究 1	1				半期	
	IL2052	副科学研究 2	1				半期	
	IL2053	副科学研究 3		1			半期	
	IL2054	副科学研究 4		1			半期	
	IE2060	副論文作成研究		2			通年	
共 通 選 択 科 目	IE3070	作品研究法	4				通年	
	IE3080	楽曲分析法	4				通年	
		他専攻（コース）の専門科目 （レッスン科目を除く）	2～4					受講科目担当教員の 許可を必要とする
自 由 科 目		大学音楽学部設置の授業科目 （レッスン科目を除く）	音楽学部設定単位数					受講科目担当教員の 許可を必要とする

Ⅱ 専修免許状

大学院で取得できる教員免許状

免許状の種類	教 科
中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	音 楽
高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	音 楽

中学校教諭一種免許状（音楽）および高等学校教諭一種免許状（音楽）の取得者で、大学院において「教科又は教職に関する科目」を24単位以上修得し修了した者（修了見込を含む）は、上記専修免許状取得の申請を行なうことができることとなっています。

大学院の修了要件単位数は30単位以上ですから、一種免許状取得者で大学院を修了した者は、特別な学修を要することなく申請の資格を得ることができます。免許状の取得を希望する学生は、定められた時期に必要な申請手続きをとってください。

Ⅲ 授 業

Ⅲ-1 授業期間

- (1) 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週とすることを原則としています。
- (2) 授業科目には1年間（30週）をかけて修了する通年科目と、半期（15週）で修了する半期科目があります。

Ⅲ-2 授業時間

- (1) 講義科目、演習科目など実技レッスン以外の授業時間は次のとおりです。

時 限	時 間
1 時限	9：00～10：30
2 時限	10：40～12：10
3 時限	13：00～14：30
4 時限	14：40～16：10
5 時限	16：20～17：50
6 時限	18：00～19：30

Ⅲ-3 休 講

- (2) 実技レッスンの授業時間は、受講科目・担当教員により異なり、原則として、個人毎に担当教員と相談の上決定されます。実技レッスンの時間を変更したい場合は、担当教員と再度相談してください。担当教員がレッスン時間の変更が可能な場合、担当教員は学務部へ連絡して時間割変更を確認します。

- 以下の場合、授業は休講です。
- (1) 休講の掲示がある場合（教員のやむを得ない事情で授業が開講できなくなる場合ですので、大学が休講の掲示をします。）
 - (2) 休講の掲示や遅延の連絡がなく、授業開始時刻を30分経過した後も担当教員が教室に現れない場合
 - (3) 気象警報の発令、あるいは、ストライキや災害で交通機関が不通となったなどの理由により臨時休講となる場合（詳しくは、ホームページを参照してください。）
- なお、休講となった授業については、原則として、補講が行われますので、別途掲示を注意してください。

Ⅲ-4 災害発生時・公共交通機関運休時等による臨時休講

- 下記のいずれかの場合に、授業を臨時休講とします。
- (1) 神奈川県又は東京都に特別警報が発令された場合
 - ①午前6時30分の時点で警報が解除されていない場合には、午前の授業を休講とします。
 - ②午前10時の時点で警報が解除されていない場合には、第3限の授業を休講とします。
 - ③正午の時点で警報が解除されていない場合には、第4限以降の授業を休講とします。
 - (2) 神奈川県東部（横浜・川崎地域）に、暴風警報・大雪警報・暴風雪警報の内、いずれか一つの気象警報が発令された場合
 - ①午前6時30分の時点で警報が解除されていない場合には、午前の授業を休講とします。
 - ②午前10時の時点で警報が解除されていない場合には、第3限の授業を休講とします。
 - ③正午の時点で警報が解除されていない場合には、第4限以降の授業を休講とします。
 - (3) 公共交通機関が運休となった場合
 - JR 南武線、東急田園都市線の両方が全面不通となった場合。
 - ①午前6時30分の時点で運転が再開されていない場合には、午前の授業を休講とします。
 - ②午前10時の時点で運転が再開されていない場合には、第3限の授業を休講とします。
 - ③正午の時点で運転が再開されていない場合には、第4限以降の授業を休講とします。
 - 尚、事故・故障などによる一時的な交通機関の停止・遅延は臨時休講の対象とはなりません。
 - (4) 授業中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、SENZOKUポータルに掲示（大学 HP への掲載を含む）等を以って速やかに通知しますのでこれに従ってください。

Ⅲ

5

出席・欠席

(1) 出席調査の実施

本学では下記の方式にて出席調査を実施しています。

- ①講義・合奏系の授業：各教室に配置された IC カードリーダーに学生が学生証をかざす。
- ②個人レッスン・室内楽研究：担当教員がポータル上の出欠管理より出欠を登録する。

(2) 出席状況の確認

学生及び保証人が出席状況を確認したい時は、ポータル上から閲覧することができます。

(3) 授業の欠席

授業を欠席すると、定期試験の受験資格を失ったり、平常点が悪くなったりします。従って、病気や怪我などやむを得ない事情で授業を欠席した場合は、ポータルのクラスプロフィールを利用するなどして無断欠席でないことを個別に担当教員に伝えておくことが大切です。

①～③の「欠席届」は、所定の用紙が備え付けてありますので、必要事項を記入して学務部に提出してください。学務で受付印（割印）を受け、割印済みの欠席届を担当教員に直接提出してください。

(4) 公欠

公欠とは、以下に定める特別な事由により本学が認めた公の授業欠席をいいます。当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に参入いたしません。

① 忌引

10 日以内に、亡くなられたことを確認できる書類（会葬案内・礼状）とともに「忌引専用欠席届」を提出する必要があります。家族葬等で会葬礼状を作成しない場合は、学務部（教務）にご相談ください。ポータルの出欠状況確認には「公欠」と表示されます。

- 1 親等（父・母 等）……………連続 5 日間
- 2 親等（祖父母・兄弟姉妹 等）……………連続 3 日間
- 3 親等（曾祖父母・伯叔父母 等）……………1 日間

② 学校感染症による出席停止

出席が可能になってから速やかに大学指定の「学校感染症治癒証明書（登校許可書）」とともに「学校感染症専用欠席届」を提出する必要があります。ポータルの出欠状況確認には「公欠」と表示されます。

【学校感染症と出席停止期間】

学校感染症とは、学校内で集団感染しやすく、特に感染拡大を予防することが必要とされる感染症です。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、南米出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（旧鳥インフルエンザ H5N1 型）	治癒するまで * 左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第 1 種の感染症とみなす。
第 2 種	季節性インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれなくなるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 * その他の感染症	病状により医師によって伝染のおそれないと認められるまで

* その他の感染症の例として、溶連菌感染症 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ
マイコプラズマ感染症 手足口病 流行性嘔吐下痢症（ノロウィルスなどの感染性胃腸炎）が挙げられます。

③ 就職活動（選考に関わるもの）、教育実習、介護等体験による欠席

就職活動（選考に関わるもの）、教育実習、介護等体験による欠席については、やむを得ない事由によるものであることを担当教員に伝えることが必要ですのでそれぞれ専用の「欠席届」を提出してください。ポータルの出欠状況確認には「公欠」と表示されます。

Ⅳ

試験

試験は、学習の効果を評価し、単位を認定するための一つの方法です。試験の種類や方法については以下のとおりですが、試験日程等はシラバスやポータルで発表されますので、しっかり確認してください。

Ⅳ-1 試験の種類

試験の種類は次のとおりです。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) 再試験

Ⅳ-2 受験資格

原則として、以下の条件に該当する場合は、試験を受けることはできません。

- (1) 定められた授業料等の学納金が未納である場合
- (2) 履修登録が実施されていない場合
- (3) 授業への出席状況により担当教員が受験資格なしと判断した場合

Ⅳ-3 定期試験

前期末および学年末に期間を定めて行なわれる試験です。試験の方法には、筆記試験、口述試験、実技試験、レポート・論文提出等があります。

Ⅳ-4 追試験実技

病気やその他のやむを得ない事情で定期試験を受けられなかった学生については、その理由を判断して、追試験の受験を許可することがあります。なお、実技試験の追試験の成績は定期試験の成績の80%評価（但し、学校感染症による欠席の場合は100%評価）となります。

Ⅳ-5 再試験

実技試験に不合格となった学生が願い出て認められた場合、再試験の受験を許可することがあります。ただし、再試験の成績は定期試験の成績の80%評価となります。

Ⅳ-6 筆記試験受験上の注意

- (1) 試験中は担当教員または試験監督者の指示に従わなければなりません。
- (2) 原則として、試験開始から20分経過後は試験場への入場はできません。
- (3) 原則として、試験開始から30分間は試験場から退場できません。
- (4) 学籍番号、氏名が記されていない試験答案は無効となります。
- (5) 試験監督者から指示された場合、学生証を呈示しなければなりません。
- (6) 試験会場には予め許された資料等以外は持ち込むことはできません。
- (7) 試験中に不正行為を行った者については、直ちに試験会場から退場させられ、その定期期間中の以後の試験を受けることはできません。また、不正行為があった授業科目の試験は零点とします。

Ⅳ-7 レポート・論文提出上の注意

- (1) 定期試験としてレポート・論文の提出が指示された場合、学生はレポート・論文を作成し、所定の手続きに則って指定された日時までに担当教員へ提出しなければなりません。
- (2) 指定された日時を過ぎたレポート・論文は受理できませんので、必ず期限を守らなければなりません。

Ⅳ-8 実技試験受験上の注意

- (1) 実技試験の課題曲等については、ポータルを参照してください。また、日程・試験会場等は別に掲示されます。
- (2) 服装は、シラバスに指示がある場合は指示に従い、無い場合は学生の判断に任せますが、ジーパン、ミニスカートなどの服装は避け、実技試験にふさわしい服装で臨まなければなりません。
その他詳細は別途掲示の実施要項で確認してください。

Ⅳ-9 災害発生時および交通ストライキ時の取扱

臨時休講に該当する事態が発生して登校できない場合、その間の試験は中止となり、改めて試験が実施されます。この試験日程等については別に掲示されます。



成績



成績評価

1. S 評価は、履修登録者数に対して 15%を上限とし、S 評価及び A 評価は、合計 40%を上限として与えることができます。
但し、シラバスに絶対的な基準が明示されている場合は、その基準による評価とします。
2. 授業科目の担当教員が、①定期試験等の成績、②平常の授業態度（研究レポート提出等を含む）、③授業及び演奏活動への参加姿勢を総合的に評価します。
3. 授業の欠席が、原則として、3 分の 1 を超える者については、定期試験の受験資格を失います。
4. 成績評価は、S・A・B・C・D の 5 種類で行い、S・A・B・C のいずれかの評価は合格として所定の単位が与えられ、D の評価は不合格として単位は与えられません。また、定期試験等を欠席した者には E、授業出席日数不足等で受験資格を失った者は F と表記し、いずれも単位は与えられません。

評 価	成績評価の定義及びガイドライン
S	極めて優秀な者
A	特に優れている者
B	優れている者
C	合格ラインに達している者
D	合格ラインに達していない者
E	授業科目の最終（定期）試験を欠席した者
F	授業への出席日数が少ないなどの理由で、最終(定期)試験の受験資格を得られない者



GPA

- (1) GPA とは、各科目の成績の平均値（Grade Point Average）のことで、履修科目の単位数にグレードポイント（Grade Point）を乗じ、その合計を履修登録単位数の合計で除したものです。小数点第 3 位以下は切り捨てます。成績評価のグレードポイントは、《S=4、A=3、B=2、C=1、D=0、E=0、F=0》となります。

$$\text{GPA} = \frac{\text{（履修科目の単位数} \times \text{科目のグレードポイント）の合計}}{\text{履修登録単位数の合計}}$$

- (2) 本学では、履修指導のほか、成績優秀者や奨学生の決定の際に基礎データとしても利用されます。
- (3) 「教職に関する科目」、「他大学（単位互換大学等を含む）で修得した授業科目」、自由科目、「教免認定科目（M）」、「認定科目（N）」は GPA の計算には含めません。



成績の通知

成績は、年度末にポータル上から閲覧することができます。
ただし、当該年度修了認定を受けた学生の成績は、修了までに本人に通知されます。



成績問合せ

通知された成績に対し疑問がある場合は、評価問合せ制度を利用することができます。これは担当教員に対して、安易に再考・変更を求める制度ではありません。成績への疑問に明確な根拠がある場合のみ、学務部に申し出てください。この場合、所定の手続きによる申請が必要です。

VI

コード表

〔 学 科 コ ー ド 表 〕

コード	学 科 名	略 称
2	洗足学園音楽大学大学院音楽研究科	大 学 院
1	洗足学園音楽大学音楽学部音楽学科	音 楽 学 部
3	洗 足 学 園 音 楽 大 学 音 楽 専 攻 科	音 楽 専 攻 科

〔音楽研究科 専攻コード・楽器コード一覧表〕

■器楽専攻

		専攻コード	楽器コード
ピ ア ノ		PF	PF
オ ル ガ ン		OR	OR
管 楽 器	フルート	WI	FL
	オーボエ		OB
	クラリネット		CL
	ファゴット		FG
	サクソフォーン		SX
	ホルン		HR
	トランペット		TP
	トロンボーン		TB
	ユーフォニアム		EP
	チューバ		TU
弦 楽 器	ヴァイオリン	SI	VN
	ヴィオラ		VA
	チェロ		VC
	コントラバス		CB
	ハープ		HP
	ギター		GT
打 楽 器		PI	PI
電 子 オ ル ガ ン		EO	EO
和 楽 器	箏	WA	KO
	三味線		SA
	尺八		BF
	横笛		YB
	琵琶		BW
	打楽器		JD

■声楽専攻

		専攻コード	楽器コード
声 楽		VO	VO

■音楽教育学専攻

		専攻コード	楽器コード
音 楽 教 育 学		MP	

■作曲専攻

		専攻コード	楽器コード
作 曲		CO	
音 楽 ・ 音 響 デ ザ イン		SC	

VII

資 料

VII-1 資料1：建学の精神

『理想高遠 実行卑近』

若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に充ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。

創立者、故前田若尾先生の念願を体し、建学の理想に基づき、教育基本法の精神にのっとり、特に次の諸点に留意して学生の人格を陶冶する。

1. 心身の健康増進につとめる
2. 穏健中正な人生観をもつ確固たる信念の樹立
3. 敬愛、自主の精神の確立
4. 豊かな情操、適正な判断力の涵養
5. 質素、勤労愛好、進んで奉仕する主体的行動の育成
6. 「理想は高遠に、実行は卑近に」の実践標語の体得につとめる

VII-2 資料2：修了認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)

大学院

本学大学院は所定の在学年数を満たし、音楽研究科が定める教育目標及び教育課程に沿って必要な学修成果を修め、その証として、所定の単位を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に修士（音楽）の学位を授与する。
特定の課題については、修了演奏若しくは修了作品及び副論文をもって充てることができる。

音楽研究科

- (1) 自らの専門分野の高度で専門的な知識・技能あるいは研究能力を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる。（専門性、専門実技）
- (2) 社会への開かれた関心と態度を身に付け、その多様性を理解し、共感することができる。（多様性の尊重）
- (3) 自らとは異なる意見・価値観・感性・文化を持つ他者と協働することができる。（協働する力）
- (4) 国際社会に貢献しようとする実践的態度を身に付けている。（社会貢献・国際貢献・実践的態度）

- (5) 論理的思考力に基づき、自ら問題を発見し解決することができる。(論理的思考力・問題解決力)
- (6) 社会における自らの専門分野の意義と役割を理解し、専門家として主体的で創造的な研究活動を継続することができる。(プロフェッショナル)

VII-3 資料3：教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

大学院

【教育課程編成の方針】

- (1) 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、専門分野に関する高度な専門的知識、演奏・表現能力あるいは研究能力を修得させるよう適切に配慮する。

【教育課程実施の方針】

- (3) 「修了認定・学位授与の方針」に定めた、修了時までに修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかについて、学生が理解しやすいように配慮する。
- (4) 学生の主体的で活発な学修意欲を促進する立場から、社会的実践の機会を積極的に設定する。
- (5) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の主題・到達目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、総合的・多面的な成績評価を実施する。
- (6) 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

音楽研究科

音楽研究科の教育課程は、少人数・双方向型の実践的な教育を基本とし、「専門必修科目」「専門選択科目」「共通選択科目」を通じて「修了認定・学位授与の方針」に定める力を身に付けることができるように編成し実施する。

【教育内容】

- (1) 「専門必修科目」では、専攻・コースの専門分野に関する高度で専門的な知識や能力を身に付ける。個人レッスンまたは少人数による学びを中心とし、学年制をとる。
- (2) 「専門選択科目」では、専攻・コースの専門分野に関する応用的な知識や能力を身に付ける。グループによる学びを中心とする。
- (3) 「共通選択科目」では、専攻・コースの枠を超えた横断的・多元的な学びにより音楽的素養を身に付け、その音楽的幅を広げる。

【教育方法】

- (4) 主体的な学びを保証するためのきめ細かな履修指導を行う。
- (5) すべての授業科目において授業と連動した活発な学修を促進するため、シラバス等を通じて事前・事後の学修課題を明確化し、単位の実質化を図る。
- (6) 修了時までに修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、カリキュラムマップで「修了認定・学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸知識・能力等を修得する方法が理解しやすいように配慮する。
- (7) 学修ポートフォリオの導入により、学生自らが目標を立てて達成度を確認できるようにする。
- (8) アクティブラーニングを取り入れた教育方法を取り入れることを基本とする。
- (9) 研究指導教員と研究指導補助教員による複数教員指導体制のもとで、修士論文または特定の課題の研究指導を行う。

【評価】

- (10) GPA 制度に基づく厳格な成績評価を導入することにより、学びの質を向上させる。
- (11) 実技試験においては複数の採点委員により公正な評価を行う。
- (12) 専門実技については、様々な形態による公開の成果発表の機会を設け、実践的な体験を通じて学修成果の向上を図る。

MEMO